

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更(七四二・水産漁港課) : 1
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(七四三・河川砂防課) : 1
- 保安林の指定の解除(七四四・由利地域振興局農林部) : 1
- 告示
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部) : 1
- 土地改良区の合併の認可(仙北地域振興局農林部) : 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)

告示

- 秋田県告示第七百四十二号
- 秋田県告示第七百四十三号
- 秋田県告示第七百四十四号

秋田県告示第七百四十二号
 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第十項の規定により、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、公表する。
 平成十八年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

〔次のとおり〕は省略し、農林水産部水産漁港課及び関係地域

振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百四十三号
 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。
 平成十八年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 浸水想定区域を指定した河川の名称
 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
 三 次図のとおり
 (次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課及び山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百四十四号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
 平成十八年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保 安 林 面 積		保 安 林 解 除		指 定 の 目 的		解 除 の 理 由	
郡 市	町 村	大 字	字	地 番	(平方メートル)	(ヘクタール)	見 込 み	(ヘクタール)	見 込 み	(ヘクタール)	兼 航 行 目 標		
由利本荘市	"	石脇	田中	六二の三 六二の四	一、〇四一 二三九	〇・一〇四一 〇・〇二三九	〇・一〇四一 〇・〇二三九	〇・一〇四一 〇・〇二三九	魚つき	下 水 道 事 業 用 地 と す る た め			

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仁井田堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十月二十四日

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 秋田県知事 寺田典城
- 秋田市仁井田本町一丁目三番二十号 上村 清助
 - 四ツ小屋字城下当場百七番地の一 伊藤作一郎
 - 仁井田字大野八十四番地 相場賢太郎
 - 四ツ小屋字中野六十一番地 加藤 健一
 - 仁井田目長田一丁目十一番十九号 佐々木甚一
 - 茨島四丁目七番三号 佐藤 昭一
- 二 就任理事の住所及び氏名
- 秋田県知事 寺田典城
- 秋田市仁井田本町三丁目六番五十号 熊井良太郎
 - 四ツ小屋字上野六十二番地の一 伊藤 久幸
 - 末戸松本字向野六十五番地 加賀谷 源
 - 秋田市仁井田目長田一丁目十一番十九号 佐々木甚一
 - 本町三丁目一番七号 熊谷 喜美
 - 字大野二百七十一番地 相場 輔雄
 - 本町三丁目六番五十号 熊井良太郎

秋田市四ツ小屋末戸松本字向野六十五番地	加賀谷 源
〃 〃 〃 字城下当場百七番地の一	伊藤作一郎
〃 〃 〃 字上野六十二番地の一	伊藤 久幸
〃 〃 〃 字笹葉三百五十五番地の三	伊藤 二郎
〃 〃 〃 茨島四丁目七番三号	佐藤 昭一
三 退任監事の住所及び氏名	
秋田市仁井田本町六丁目八番七十五号	佐藤 政男
〃 〃 〃 上北手荒巻字前田百四番地	熊谷 文雄
〃 〃 〃 茨島四丁目七番三号	佐藤 昭一
〃 〃 〃 四ツ小屋小阿地字坂ノ下六十番地の二	鈴木 肇
四 就任監事の住所及び氏名	
秋田市仁井田字横山百十四番地	高橋 市雄
〃 〃 〃 四ツ小屋小阿地字坂ノ下六十番地の二	鈴木 肇
〃 〃 〃 牛島東三丁目一番一号	藤本 誠一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十八年十月二十四日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年十月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 合併後存続し、定款変更した土地改良区
秋田県仙北平野土地改良区

二 合併により解散した土地改良区
大仙市四ツ屋第一土地改良区
大曲市四ツ屋用水土地改良区
大曲市四ツ屋土地改良区
大仙市花館土地改良区
仙北郡高梨土地改良区

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年十月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
(一) 購入物品の名称及び数量
除雪グレーダー（四メートル級G1） 二台
(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
(三) 納入期限
平成十九年三月十五日（木）

四 納入場所
秋田県秋田・雄勝地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(一) 資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成十八年十一月二十四日（金）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八―八六〇―二七四三）

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=iniDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十月二十四日（火）から平成十八年十二月四日（月）までの期間、入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十八年十月二十四日（火）から平成十八年十二月四日（月）までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所
平成十八年十二月八日（金）午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十一年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

四 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

概要
Summary
I Nature and quantity of item to be

purchased : 2 Snows Removing Motor Graders
 (4 meter wide class G1)
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 8
 December, 2 0 0 6
 3 Contact point for the notice : General
 Administration Center, Bureau of Treasury,
 Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno,
 Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
 TEL 018-860-2743

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一條第一項第三号の規定により個人演説会を開催するに付、かかる施設を次のとおり指定解除した旨上小阿仁村選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
五反沢児童館	北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下八十六番地	平成十八年十月六日
上仏社担い手センター	北秋田郡上小阿仁村仏社字田ノ沢十一番地一	"

監査委員会公告

監査結果公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成18年10月24日

- 秋田県監査委員 富 盛 博 之
- 秋田県監査委員 秋 田 大 祐
- 秋田県監査委員 秋 田 大 祐
- 秋田県監査委員 秋 田 大 祐

財 511
 平成18年10月5日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成18年9月8日付け監委—436で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査箇所名	監査年月日	監査日
脳血管研究センター	平成18年7月12日	平成18年7月13日

(指摘事項)

- 未収金の回収に一層努めること。
- 診療材料購入契約において、契約相手方の決定事務手続きに不適切な例が見られたので、法令等の規定を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

- 未収金の収納管理につきましては、「秋田県立脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」に基づき、未納通知書、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、今後とも未収金の一層の回収に努めてまいります。また、退院時精算を徹底し、未収金の発生防止に努めてまいります。
- 診療材料等の購入契約につきましては、法令等の規定を遵守し、職員によるチェックを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

監査箇所名	監査年月日	監査日
リハビリテーション・精神医療センター	平成18年7月12日	平成18年7月13日

(指摘事項)

未収金の回収に一層努めること。

(措置状況)

「リハビリテーション・精神医療センター未収金取扱要領」に基づき、電話による催告や督促状、催告状の発行などにより、早期収納に努めるとともに、一時に支払ができない者に対しては分割納付も指導しながら、未収金の回収に努めてまいります。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二

の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成十八年十月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 起業者の名称 秋田県 代表者 秋田県知事 寺 田 典 城
- 事業の種類 秋田都市計画道路路事業 三・四・十四号 川尻広面線
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目
秋田県秋田市旭北寺町	百二十一番	公 墓 地

地 積 (平方メートル)	実 測 (平方メートル)
二、五九五	二、八六七、九八
	三、三三三

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 土地所有者の氏名及び住所 不明。

ただし、

妙覚寺 代表役員 眞崎孝雄

秋田県秋田市旭北寺町四番四十五号

又は、土地登記簿表題部所有者欄の名義人渡部善八郎外三百二名 住所不明

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した日

平成十八年十月十九日

秋田県収用委員会告示第七号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成十八年九月二十三日に申請のあった秋田都市計画道路路事業三・四・十四号川尻広面線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県

収用委員会の公示による通知

収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 審理開始の期日 平成十八年十一月十六日 午後二時

二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十八年十一月十四日をもってその通知があったものとみなされる。

平成十八年十月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線に係る

土地収用事件

二 通知書の名称

平成十八年十月十七日付け秋収委一七十一 「審理の開始について(通知)」

三 通知を受けるべき者

秋田県秋田市旭北寺町百二十一番の土地の所有者

発行者

秋 田 県

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄